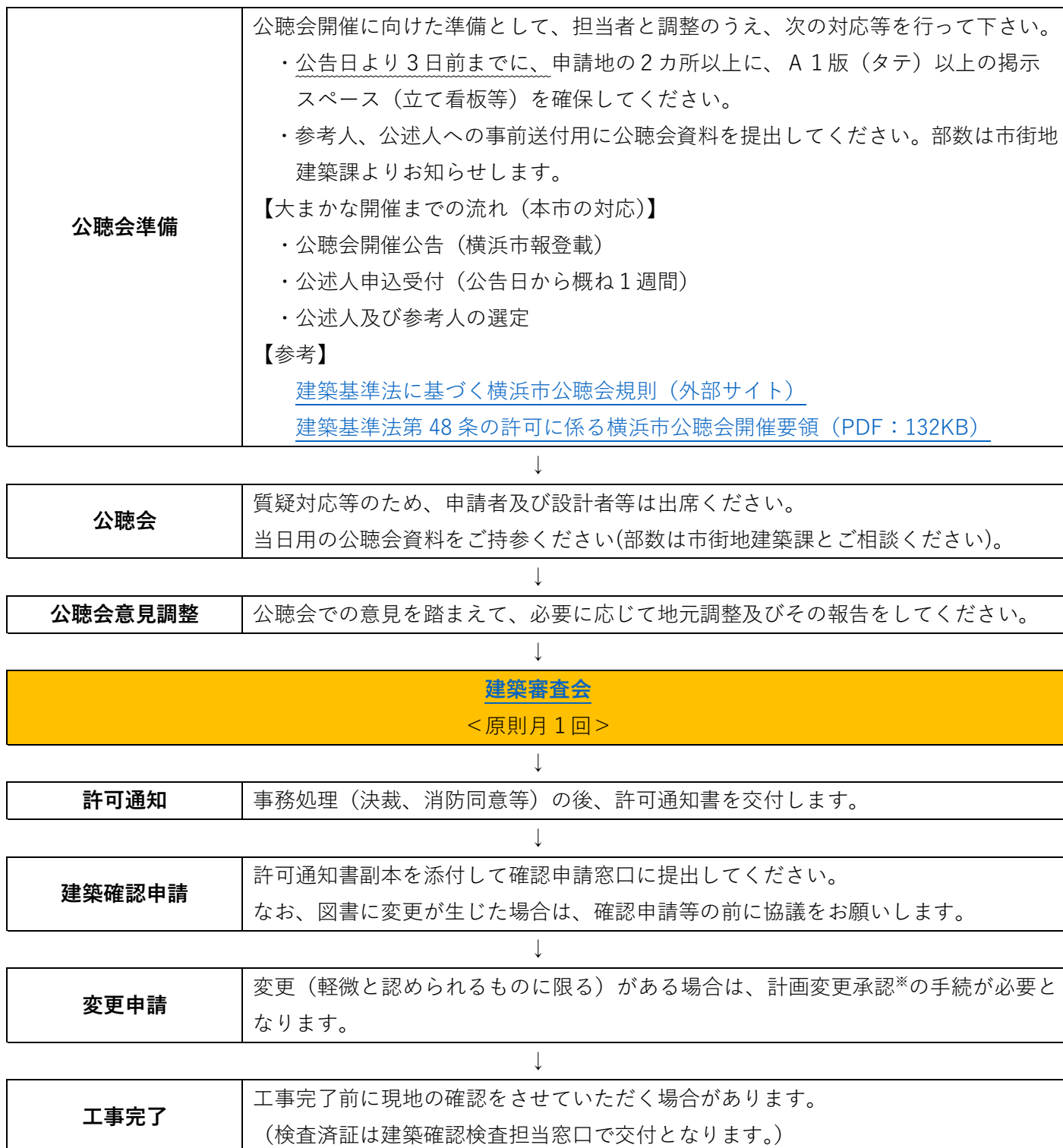


建築基準法第 48 条に基づく許可手続きの流れ

建築計画の検討	許可を申請する理由、周辺状況等の整理、建築基準法、横浜市建築基準条例、宅地造成等規制法、都市計画法、その他関係法令等、地元意見を踏まえ、計画してください。
↓	
事前相談書の提出	建築許認可事前相談票※を頭紙にして、以下の添付書類を添えて提出してください。 添付書類：理由書、許可事項に関する説明書（機械出力等）、 都市計画図（ i-マッピ （ 外部サイト ）でも可）、案内図、現場写真、 周辺土地利用図・周辺建物概要図（敷地周囲 200m）、配置図、平面図、立面図、 その他必要な図書等（既存建築物への増築の場合は過去の手続き記録がわかるもの）
↓	
許認可準備会議 ＜原則毎週水曜午後＞	許可基準の適合状況や計画内容の確認をします。 会議結果は担当者から連絡します。
↓	
各課等調整	許認可準備会議での指摘事項等を踏まえ、関係各課との協議も含めて計画内容の調整をしてください。
地元説明	地元住民等への説明及び結果報告を行ってください。必要に応じて、計画検討に先立って説明を行ってください。
↓	
建築幹事会事前会議 （案件確定会議） ＜原則毎月第 4 水曜＞	翌月の建築幹事会に付議できるかを判断します。 事前に担当者と調整したうえで、建築幹事会用資料（「建築審査会・幹事会用資料の作成について」参照）、許可申請概要書※をデータ提出してください。
↓	
<b style="color: #0070c0;">建築幹事会 ＜原則月 1 回＞	
↓	
各課等調整	建築幹事会での指摘事項等に関して、関係部署と調整してください。
↓	
関係法令等の諸手続	許可申請までに関連法令等の諸手続を済ませてください。 なお、横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例の対象となる場合は、意見書が交付されないと許可申請の受付をすることができませんのでご注意ください。
↓	
許可申請書の提出	公聴会開催の 2 か月前までに、以下の必要書類を A 4 判ファイルに綴じて、3 部（正・副・消防用）ご提出ください。申請時に手数料（180,000 円）が必要となります。 必要書類：許可申請書※、許可申請概要書※、 関係法令等諸手続の写し、委任状、事前相談と同様の図書、 その他必要図書

↓（次ページあり）



※書式を「書式ダウンロード」の項目からダウンロードできます。